

神戸市高機能型ドライブレコーダー設置支援補助金交付要綱

令和5年10月2日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者による自動車事故を起こさない、自動車事故が起こりにくい社会にする、運転免許自主返納について家族間での話し合いの場を設けやすくする、市民が安心して暮らすことができるまちにすることを目的に、高機能型ドライブレコーダー設置に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険 神戸市が公募により決定した事業者の自動車保険のうち、以下の①から④のすべてを満たすドライブレコーダー設置にかかる自動車保険等をいう。
 - ①運転の観察や分析を行い、運転者に気づきを与える運転診断を行うことができる
 - ②上記運転診断が家族にも情報共有できる
 - ③危険運転警告（前方衝突のおそれや車線逸脱など）を行うことができる
 - ④万が一の事故時に自動発報し、映像の転送を行うことができる
- (2) 運転対象者 以下の①から③のすべてを満たす者をいう。
 - ①満70歳以上の自動車を運転する神戸市民である者
 - ②自身が運転する自動車にかかる高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の契約が現在行われていない
 - ③当該高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の契約にかかる自動車を主に運転する者
- (3) 補助申請者 補助の申請を行う者であって、当該補助金の交付をうける者

(補助申請者の範囲)

第3条 補助申請者の範囲は、運転対象者の配偶者を含む2親等内の者とする。

2 前項にかかわらず、当該運転対象者から、運転免許返納等に関する相談を受けたもののうち、所管局長が当該補助金の交付が適当と判断した場合は、運転対象者自身が補助の申請を行うことができる。

(補助対象額)

第4条 10,200円を上限とする高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の1年間の設置に要する金額を補助するものとする。但し、高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の契約から1年経たずに当該補助にかかる運転対象者が転出等により第2条第2号に規定する運転対象者の要件を喪失したとき又はその他の事由により高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険を解約した場合は、設置期間に相当する金額として所管局長が認める額を補助するものとする。

(事業認定申請)

第5条 本要綱に定める補助を受けようとする補助申請者は、所管局長が定める日までに、神戸市高機能型ドライブレコーダー設置支援事業募集要領で指定する書類を書面（様式第1号）又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、市長に提出しなければならない。

(事業認定)

第6条 市長は、前条の規定による事業認定申請があったときは、申請内容を審査し、適當と認めるときは、補助申請者に対して、速やかに神戸市高機能型ドライブレコーダー設置支援事業認定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果不適當と認めるときは、補助申請者に対して、速やかに神戸市高機能型ドライブレコーダー設置支援事業不認定通知書（様式第3号）を通知するものとする。
- 3 同条第1項の通知を受けた者（以下「認定対象者」という。）は、市長が定める期日内に高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の契約を行い、自動車保険契約に関する付保証明書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事業認定の取り消し)

第7条 市長は、認定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 事業認定申請の内容に虚偽又は不正があるとき
- (2) 第6条第3項の規定による期日内に高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険の契約を行わないとき、又は自動車保険契約に関する付保証明書（様式第4号）の提出がないとき
- 2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、認定対象者に対して、速やかに神戸市高機能型ドライブレコーダー設置支援事業認定取消通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(交付申請)

第8条 認定対象者又はその代理人は、ドライブレコーダーの設置から1年経過後又は1年経たずに次の各号に該当するときは、速やかに補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するものとする。

- (1) 当該補助にかかる運転対象者が転出等により第2条第2号に規定する運転対象者の要件を喪失したとき
- (2) その他の事由により高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険を解約したとき
- 2 認定対象者は、交付申請時に次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書（様式第6-1号、6-2号）
 - (2) 自動車保険契約に関する付保証明書兼実績報告書（様式第7号）
 - (3) ドライブレコーダー設置についてのアンケート
 - (4) その他所管局長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、前条第2項に規定された提出書類により補助金額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第8号）により認定対象者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条による交付決定後、速やかに認定対象者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該認定対象者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は本要綱、補助金規則その他の規定に違反した場合において、既に交付した補助金全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。